

岩手県告示第245号

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。）第23条第2項の規定により、岩手県立御所湖広域公園（艇庫を除く。）の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額
- 2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表2に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

平成27年4月1日

表1 有料公園施設の利用料金

1 レクリエーション広場

単 位		利用料金			
		一般、学生及び高等学校生徒		中学校生徒及び小学校児童	
		土曜日及び休日	その他の日	土曜日及び休日	その他の日
1人3時間までごとに	普通使用（1回につき）	円 400	円 200	円 200	円 100
	回数使用（5回につき）	1,600		800	

備考 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

2 野球場

使用の区分	単 位	利用料金			
		一 般		学生及び生徒	
		土曜日及び休日	その他の日	土曜日及び休日	その他の日
貸切使用	1時間までごとに	600円	300円	300円	150円

備考 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

3 テニスコート

単 位		利用料金			
		一 般		学生及び生徒	
		土曜日及び休日	その他の日	土曜日及び休日	その他の日
1時間までごとに1面ごとに		400円	200円	200円	100円

備考 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

表2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位		利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	円 1,140
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	380
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに		110
興行	1日までごとに		7,600

展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに	3,800
------------------------	---------	-------